

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和5年12月28日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和5年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和5年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和5年11月21日

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 8 3 号
令和5年11月20日

富山県教育委員会
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和5年11月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和5年度富山県一般会計補正予算（第5号）
- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件
- 3 富山県呉羽青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件
- 4 富山県砺波青少年自然の家の指定管理者の指定に関する件

令和5年度11月補正予算（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,951,288	25,353	2,976,641	4.4%	0.9%
	給与費	979,084	9,911	988,995		
	計	3,930,372	35,264	3,965,636		
小学校費	事業費	209,791	0	209,791	32.7%	0.0%
	給与費	29,084,778	417,915	29,502,693		
	計	29,294,569	417,915	29,712,484		
中学校費	事業費	185,959	0	185,959	19.4%	0.0%
	給与費	17,257,654	221,998	17,479,652		
	計	17,443,613	221,998	17,665,611		
高等学校費	事業費	8,409,009	4,880	8,413,889	30.1%	0.1%
	給与費	18,770,134	202,901	18,973,035		
	計	27,179,143	207,781	27,386,924		
特別支援学 校費	事業費	1,709,766	1,075	1,710,841	11.4%	0.1%
	給与費	8,499,875	104,150	8,604,025		
	計	10,209,641	105,225	10,314,866		
社会教育費	事業費	620,089	1,483	621,572	1.3%	0.2%
	給与費	565,629	5,788	571,417		
	計	1,185,718	7,271	1,192,989		
保健体育費	事業費	474,438	0	474,438	0.7%	0.0%
	給与費	139,678	1,596	141,274		
	計	614,116	1,596	615,712		
合 計	事業費	14,560,340	32,791	14,593,131	100.0%	0.2%
	給与費	75,296,832	964,259	76,261,091		
	計	89,857,172	997,050	90,854,222		

2 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	総合教育センター運営費	54,728
	高等学校費	高等学校建設事業費	128,597
	特別支援学校費	特別支援学校建設事業費	27,565
	特別支援学校費	学校修繕費(特別支援)	12,559
	社会教育費	青少年教育施設等管理費	19,242

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費(全日制)	31,098	学校修繕費(全日制)	136,841
教育費	高等学校費	高等学校校舎等リノベーション事業費	76,351	高等学校校舎等リノベーション事業費	226,500

3 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
旧高岡西高等学校建物等解体工事	令和6年度	333,148	
情報通信技術支援員派遣事業	令和6年度	18,682	
富山県呉羽青少年自然の家管理事業	令和6年度から令和8年度まで	112,428	
富山県砺波青少年自然の家管理事業	令和6年度から令和8年度まで	118,373	

(2) 変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
県立学校施設長寿命化改修事業	令和5年度から令和8年度まで	159,744	令和5年度から令和8年度まで	170,748

令和5年度11月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			事業概要	
			国支出金	その他	一般財源		
教育 企画課	教育企画事務管理費	191			191	人事委員会勧告に伴う必要経費 (会計年度任用職員の報酬等)	
	総合教育センター運営 費	47			47		
	総合教育センター管理 費	46			46		
	学校運営費 (全日制) 学校運営費 (定時制) 学校運営費 (特別支援)	5,508			5,508		
	高等学校建設事業費	47			47		
生涯学 習・文 化財室	社会教育振興管理費	100			100		
	図書館費	1,233			1,233		
	埋文センター運営費	150			150		
教職員 課	少人数教育推進事業費	584	補	169	415		
	学校多忙化解消推進事 業費	20,706	補	2,554	雑		4,225
県立 学校課	特別支援教育振興費	3,779	補	938		2,841	
教育 企画課	学校運営費 (全日制)	400		寄	400	令和5年9月に受け入れた寄付金 を活用した教育環境の整備充実	
事業費計		32,791		3,661	4,625	24,505	
給与費	教育総務費	9,911				9,911	月例給の引き上げ及び期末手 当・勤勉手当の支給月数の引き上 げに伴う増額
	小学校費	417,915	負	91,022		326,893	
	中学校費	221,998	負	55,156		166,842	
	高等学校費	202,901				202,901	
	特別支援学校費	104,150	負	15,436		88,714	
	社会教育費	5,788				5,788	
	保健体育費	1,596				1,596	
給与費計		964,259		161,614		802,645	
教育委員会計		997,050		165,275	4,625	827,150	

※注) 補: 補助金、雑: 雑入、寄: 寄付金

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部 人事課
(角井主任 内線3265)

項目	説明																																												
1 改正の趣旨	令和5年度の人事委員会勧告等を受け、一般職の給与改定（令和5年度の公民較差の解消等）を行うとともに、一般職との均衡から、特別職についても期末手当の支給月数の改正を行うもの 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため所要の改正を行うもの																																												
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p>1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第1条及び第2条関係）</p> <p>(1) 給料表（第1条中別表第1から別表第5まで関係） 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 初任給調整手当（第1条中第8条の2関係） 医師及び歯科医師（第1号及び第2号）に対する支給月額 の限度額引上げ</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当（第1条中第22条及び第23条並びに第2条中第22条及び第23条関係） 支給月数の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行 期末手当</td> <td>1.20月</td> <td>1.20月</td> <td>2.40月</td> <td rowspan="2">4.40月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.00月</td> <td>1.00月</td> <td>2.00月</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>同 上</td> <td>1.25月</td> <td>2.45月</td> <td rowspan="2">4.50月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>(支給済)</td> <td>1.05月</td> <td>2.05月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.225月</td> <td>2.45月</td> <td rowspan="2">4.50月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月</td> <td>1.025月</td> <td>2.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴う規定整備（第1条中第2条及び第23条の2関係）</p> <p>2 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）（第3条から第6条まで関係）</p> <p>(1) 給料表 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 期末手当の支給月数の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行 期末手当</td> <td>1.650月</td> <td>1.650月</td> <td>3.30月</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 期末手当</td> <td>同 上 (支給済)</td> <td>1.750月</td> <td>3.40月</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	計	合計	現 行 期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月	令和5年度 期末手当	同 上	1.25月	2.45月	4.50月	勤勉手当	(支給済)	1.05月	2.05月	令和6年度 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	4.50月	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月		6月期	12月期	合計	現 行 期末手当	1.650月	1.650月	3.30月	令和5年度 期末手当	同 上 (支給済)	1.750月	3.40月
	6月期	12月期	計	合計																																									
現 行 期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月																																									
勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月																																										
令和5年度 期末手当	同 上	1.25月	2.45月	4.50月																																									
勤勉手当	(支給済)	1.05月	2.05月																																										
令和6年度 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	4.50月																																									
勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月																																										
	6月期	12月期	合計																																										
現 行 期末手当	1.650月	1.650月	3.30月																																										
令和5年度 期末手当	同 上 (支給済)	1.750月	3.40月																																										

令和6年度	期末手当	1.700月	1.700月	3.40月
-------	------	--------	--------	-------

- 3 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和36年富山県条例第5号)
- 4 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年富山県条例第38号)
- 5 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号)
- 6 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和26年富山県条例第31号)(第7条及び第8条関係)
期末手当の支給月数の引上げ(一般職との均衡を図るもの)

		6月期	12月期	合計
現行	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月
令和5年度	期末手当	同上 (支給済)	1.750月	3.40月
令和6年度	期末手当	1.700月	1.700月	3.40月

- 7 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成4年富山県条例第2号)(第9条関係)
地方自治法の改正を踏まえ、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定整備(第7条及び第8条関係)
- 8 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)(第10条関係)
地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定整備(第24条関係)
- 9 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第31号)(第11条関係)
 - (1) 期末手当の特例の削除(第8条の2関係)
 - (2) 行政職、医療職及び高度専門職の給料上限額の引上げ(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の給料表の改定に伴うもの)(別表関係)
 - (3) 地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定整備(第2条、第5条、第7条及び第8条関係)

第2 施行期日等

- 1 公布の日から施行する。ただし、令和6年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定並びに会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度の公民較差の解消に係る給料表の改定及び初任給

<p>3 他の条例等との関連</p>	<p>調整手当の規定は令和5年4月1日から、令和5年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定は令和5年12月1日から適用する。</p> <p>1 改正が必要な条例及びその対応 特になし</p> <p>2 その他 条例の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。</p>
<p>4 審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>条例改正に伴う必要額については、今議会で増額補正を行う。 会計年度職員の勤勉手当を支給するための必要額については、令和6年度予算において要求を行う。</p>

議案第 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第8条の2第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあつては、100分の105)」を加え、同条第3項中「100分の57.5)」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60)」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)」を加える。

第23条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300				

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				

101	298,100	346,100								
102	298,400	346,500								
103	298,800	346,900								
104	299,100	347,300								
105	299,300	347,800								
106	299,600	348,200								
107	300,000	348,600								
108	300,300	349,000								
109	300,500	349,500								
110	300,900	349,900								
111	301,300	350,200								
112	301,600	350,500								
113	301,800	351,000								
114	302,000									
115	302,300									
116	302,700									
117	302,900									
118	303,100									
119	303,400									
120	303,700									
121	304,100									
122	304,300									
123	304,600									
124	304,900									
125	305,200									
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
94	302,300	325,900	351,900	385,300					
95	303,400	327,200	353,400	385,900					

96	304,700	328,500	354,800	386,400
97	305,800	329,700	356,100	386,800
98	307,000	331,000	357,300	387,200
99	308,200	332,200	358,400	387,800
100	309,400	333,400	359,600	388,300
101	310,500	334,800	360,700	388,700
102	311,500	335,700	361,800	389,200
103	312,500	336,700	362,900	389,800
104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	
130		356,600	377,300	
131		357,000	377,800	
132		357,400	378,300	
133		357,600	378,600	
134		358,100	379,100	
135		358,500	379,500	
136		358,800	379,900	
137		359,100	380,200	
138		359,500	380,700	
139		360,000	381,200	
140		360,500	381,700	
141		360,800	382,000	
142		361,300		
143		361,800		
144		362,300		
145		362,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	

43	247,500	300,700	409,300
44	248,600	302,700	410,700
45	249,700	304,700	412,100
46	250,900	306,800	413,400
47	252,100	309,000	414,900
48	253,100	311,200	416,400
49	254,200	313,300	418,000
50	255,500	315,600	419,400
51	256,700	317,800	421,000
52	258,000	319,900	422,500
53	259,100	322,000	424,200
54	260,300	323,500	425,700
55	261,600	325,000	427,300
56	262,600	326,500	428,900
57	263,700	328,200	430,400
58	264,400	330,200	431,900
59	265,400	332,200	433,100
60	266,400	334,100	434,300
61	267,300	335,900	435,500
62	268,100	337,900	436,800
63	268,900	339,900	438,100
64	269,700	341,800	439,300
65	270,800	343,500	440,500
66	272,100	345,500	441,700
67	273,400	347,500	442,900
68	274,700	349,500	444,100
69	275,900	351,300	445,300
70	277,100	353,200	446,500
71	278,300	355,100	447,700
72	279,500	357,000	448,900
73	280,500	358,600	450,000
74	281,500	360,500	450,600
75	282,500	362,300	451,100
76	283,400	364,200	451,600
77	284,300	366,000	452,100
78	285,200	367,700	
79	286,100	369,300	
80	287,000	370,900	
81	287,800	372,300	
82	288,900	373,800	
83	289,900	375,200	
84	290,900	376,500	
85	291,900	377,600	
86	292,900	379,000	
87	293,900	380,400	
88	294,900	381,700	
89	296,000	382,900	
90	297,100	384,200	
91	298,200	385,300	
92	299,200	386,500	
93	299,700	387,700	

94	300,700	388,800
95	301,800	390,000
96	303,000	391,200
97	304,000	392,600
98	305,100	393,600
99	306,100	394,600
100	307,100	395,600
101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100

	145	327,500	417,300		
	146	327,700			
	147	328,000			
	148	328,300			
	149	328,500			
	150	328,700			
	151	329,000			
	152	329,300			
	153	329,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000		

46	250,400	284,200	383,600
47	251,600	286,300	385,100
48	252,700	288,200	386,600
49	253,800	290,300	387,900
50	255,100	292,000	389,400
51	256,400	293,800	390,800
52	257,400	295,500	392,100
53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400
76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	

97	298,400	372,200
98	299,200	373,200
99	300,000	374,200
100	300,700	375,100
101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900
137		401,200
138		401,500
139		401,800
140		402,100
141		402,400
142		402,700
143		403,000
144		403,300
145		403,500
146		403,800
147		404,100
148		404,300

	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	I 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,800	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400

45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700		
75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700		
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			

96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			
117	299,800	344,500			
118	300,100	344,900			
119	300,300	345,300			
120	300,600	345,700			
121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	

43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		

	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300	388,900		
87		290,900	326,700	347,600	389,300		
88		291,100	327,000	347,900	389,700		
89		291,500	327,400	348,300	390,100		
90		291,700	327,800	348,600	390,600		
91		291,900	328,200	349,000	391,000		
92		292,100	328,600	349,300	391,400		
93		292,500	328,900	349,700	391,800		
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			

97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900

定年前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			

97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		

149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100」、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を「100分の58.75」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の165」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を加える。

第4条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第2項中「100分の165」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を加える。

第6条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和36年富山県条例第5号)第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年富山県条例第38号)第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第8条 次に掲げる条例の規定中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を、「100分の170」に改める。

(1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

（県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第11条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第8条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第8条の2を削る。

別表中「247,600円」を「249,400円」に、「550,000円」を「370,900円」に、「337,300円」を「345,000円」に、「830,000円」を「839,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに第11条中第2条第1項、第5条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第11条の規定（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条の2を削る改正規定及び別表の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項各号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委

員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は第11条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例、第7条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は第11条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は第11条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を改正する条例新案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 職員の給料は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるところとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 公安職給料表（別表第2）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4) 研究職給料表（別表第4）</p> <p>(5) 医療職給料表（別表第5）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 職員の給料は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 同左</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う規定整備</p>

現行	改正案	備考
<p>イ 医療職給料表(2) ウ 医療職給料表(3) 2～5 (略) 第4条～第8条 (略) (初任給調整手当) 第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から1年を経過するごとくにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合において、初任給調整手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、初任給調整手当を受けている職員が人事委員会規則で定める支給要件を欠くに至つた場合においてはその日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて初任給調整手当の支給を終わる。</p> <p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額414,800円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による</p>	<p>2～5 (略) 第4条～第8条 (略) (初任給調整手当) 第8条の2 同左</p> <p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額415,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による</p>	<p>医療職給料表(1)の 改定状況を勘案</p>

現行	改正案	備考
<p>欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,800円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第21条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100</u>分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）<u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」<u>とする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額51,100円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第21条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）<u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」<u>とする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>し、医師の処遇を確保する観点から支給額の限度額を増額改定するもの（令和5年4月1日から遡及適用）</p> <p>期末手当の算出に係る支給割合を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p>

現行	改正案	備考
<p>第23条 (略)</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に_____100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に_____100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第23条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条_____において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在す</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）、<u>12</u>月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、<u>100</u>分の125）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）、<u>12</u>月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、<u>100</u>分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第23条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在す</p>	<p>勤労手当の支給総額の算出に係る支給割合を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う規定整備</p>

現行	改正案	備考
<p>るものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条～第30条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>公安職給料表 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>ア 教育職給料表(1) (略)</p> <p>イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>研究職給料表 (略)</p> <p>別表第5 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	<p>るものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条～第30条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>公安職給料表 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>ア 教育職給料表(1) (略)</p> <p>イ 教育職給料表(2) (略)</p> <p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>研究職給料表 (略)</p> <p>別表第5 (第3条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> <p>別表第6～別表第8 (略)</p>	<p>給料表を改定するもの(各給料表は、人事委員会勧告どおりの改正ため、省略。令和5年4月1日から遡及適用)</p>

1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第22条の2、第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号</p>	<p>第1条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第22条の2、第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 同上</p>	<p>期末手当の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

現行	改正案	備考
<p>に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第23条の2～第30条（略）</p> <p>別表第1～別表第8（略）</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の102.5 100分の122.5 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 100分の58.75 を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第23条の2～第30条（略）</p> <p>別表第1～別表第8（略）</p>	<p>勤勉手当の支給総額の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考																																																
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="557 1619 911 1984"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,000</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>422,000</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>472,000</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>533,000</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>608,000</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>710,000</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>830,000</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	号給	給料月額	円	1	376,000		2	422,000		3	472,000		4	533,000		5	608,000		6	710,000		7	830,000		<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 同左</p> <table border="1" data-bbox="557 813 911 1178"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>380,000</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>427,000</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>539,000</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>615,000</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>718,000</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>839,000</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	号給	給料月額	円	1	380,000		2	427,000		3	477,000		4	539,000		5	615,000		6	718,000		7	839,000		<p>令和5年4月以降の給料月額を改定するもの（令和5年4月1日から遡及適用）</p> <p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p>
号給	給料月額	円																																																
1	376,000																																																	
2	422,000																																																	
3	472,000																																																	
4	533,000																																																	
5	608,000																																																	
6	710,000																																																	
7	830,000																																																	
号給	給料月額	円																																																
1	380,000																																																	
2	427,000																																																	
3	477,000																																																	
4	539,000																																																	
5	615,000																																																	
6	718,000																																																	
7	839,000																																																	

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの （令和6年4月1日施行）</p>

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考																																												
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="443 1621 756 1984"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>398,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>456,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>516,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>596,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>693,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>791,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="836 1621 1034 1984"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>332,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>367,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>394,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3～6（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と。</p>	号給	給料月額	1	398,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額	1	332,000	2	367,000	3	394,000	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 同左</p> <table border="1" data-bbox="443 815 756 1178"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>402,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>461,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>522,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>603,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>701,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>800,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 同左</p> <table border="1" data-bbox="836 815 1034 1178"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>336,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>371,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>398,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3～6（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」と</p>	号給	給料月額	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p>令和5年4月以降の給料月額を改定するもの（令和5年4月1日から遡及適用）</p> <p>同上</p> <p>期末手当の支給月</p>
号給	給料月額																																													
1	398,000																																													
2	456,000																																													
3	516,000																																													
4	596,000																																													
5	693,000																																													
6	791,000																																													
号給	給料月額																																													
1	332,000																																													
2	367,000																																													
3	394,000																																													
号給	給料月額																																													
1	402,000																																													
2	461,000																																													
3	522,000																																													
4	603,000																																													
5	701,000																																													
6	800,000																																													
号給	給料月額																																													
1	336,000																																													
2	371,000																																													
3	398,000																																													

現行	改正案	備考
<p>_____とする。</p> <p>第7条、第8条 (略)</p>	<p>あるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条 (略)</p>	<p>数を引き上げるもの の(令和5年12月 1日から遡及適用)</p>

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和5年12月1日から適及適用）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和5年12月1日から遡及適用）</p>

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和6年4月1日施行）</p>

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第9条関係係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 同左</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>地方自治法の改正を踏まえ、育児休業をしている会計年度任用職員に勤労手当を支給するための規定整備（令和6年4月1日施行）</p>
<p>第9条～第30条（略）</p>	<p>第9条～第30条（略）</p>	

富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第10条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第23条（略）</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第24条 企業職員で職員以外のものの給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮して管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当</p> <p>第25条（略）</p>	<p>第1条～第23条（略）</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第24条 同左</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び通勤手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、通勤手当及び退職手当</p> <p>第25条（略）</p>	<p>地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤労手当を支給するよう改正するもの（令和6年4月1日施行）</p>

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第11条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当 _____ をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当（人事委員会規則で定める者に支給するものに限る。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当 _____（以下「各種手当」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料並びに初任給調整手当（人事委員会規則で定める者に支給するものに限る。）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当（以下「各種手当」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条、第4条 (略)</p>	<p>地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの（令和6年4月1日施行）</p>
<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当 _____)</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員の期末手当 _____ は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当 _____ は支給しない。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当及び勤勉手当は支給しない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)</p> <p>第7条 特別な事情があると認められる第1号会計年度任用職員であつて、人事委員会規則で定めるものに対して支給する報酬の基本額その他の報酬、期末手当 _____ 及び費用弁償については、前3条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

(第2号会計年度任用職員の給料等)
 第8条 第2号会計年度任用職員の給料は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる金額の範囲内において、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

- 2 (略)
- 3 第2号会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未滿の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(期末手当の特例)
 第8条の2 第5条本文及び前条第3項本文の規定により支給する期末手当の額は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が任用された日の属する年度の4月1日において適用される富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)第22条第2項に規定する方法により算出した額とする。

第9条、第10条 (略)

別表 (第8条関係)

職種	金額
行政職	247,600円
教育職	550,000円
医療職	337,300円
高度専門職	830,000円

(第2号会計年度任用職員の給料等)
 第8条 同左

- 2 (略)
- 3 第2号会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未滿の任期を定めて採用された者その他の人事委員会規則で定める者には、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(削る。)
 第9条、第10条 (略)

別表 (第8条関係)

職種	金額
行政職	249,400円
教育職	370,900円
医療職	345,000円
高度専門職	839,000円

金額の根拠としている富山県一般職の職員等の給与に関する条例別表の給料表の改定に伴う改定(令和5年4月1日遡及適用)

富山県青少年自然の家の指定管理候補者の選定について

令和5年11月13日

生涯学習・文化財室

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、指定管理候補者を下記のとおり選定したので報告します。

記

公の施設の名称	富山県呉羽青少年自然の家	富山県砺波青少年自然の家
指定管理候補者の名称 及び 主たる事務所の所在地	株式会社東洋サービス北陸 富山市千歳町一丁目6番18号	株式会社日本ビルサービス 砺波市三郎丸313番地
指 定 の 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日（3年間）	

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和5年12月28日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和5年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和5年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和5年12月5日

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 9 9 号
令和 5 年 12 月 5 日

富山県教育委員会
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 5 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）

令和5年度11月補正予算（追加提案）（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,976,641	0	2,976,641	4.4%	0.0%
	給与費	988,995	0	988,995		
	計	3,965,636	0	3,965,636		
小学校費	事業費	209,791	0	209,791	32.7%	0.0%
	給与費	29,502,693	0	29,502,693		
	計	29,712,484	0	29,712,484		
中学校費	事業費	185,959	0	185,959	19.4%	0.0%
	給与費	17,479,652	0	17,479,652		
	計	17,665,611	0	17,665,611		
高等学校費	事業費	8,413,889	7,753	8,421,642	30.1%	0.1%
	給与費	18,973,035	0	18,973,035		
	計	27,386,924	7,753	27,394,677		
特別支援学校費	事業費	1,710,841	0	1,710,841	11.4%	0.0%
	給与費	8,604,025	0	8,604,025		
	計	10,314,866	0	10,314,866		
社会教育費	事業費	621,572	5,467	627,039	1.3%	0.9%
	給与費	571,417	0	571,417		
	計	1,192,989	5,467	1,198,456		
保健体育費	事業費	474,438	0	474,438	0.7%	0.0%
	給与費	141,274	0	141,274		
	計	615,712	0	615,712		
合 計	事業費	14,593,131	13,220	14,606,351	100.0%	0.1%
	給与費	76,261,091	0	76,261,091		
	計	90,854,222	13,220	90,867,442		

令和5年度11月補正予算(追加提案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			事業概要
			国支出金	その他	一般財源	
教育 企画課	科学技術教育設備充実 費	3,300	補 1,650		1,650	スマート農業等の教育の高度化に必要となる農業用機械・設備を農業高校に導入
	高等学校建設事業費	4,453			4,453	旧南砺福光高校の跡地を南砺市に無償貸付するにあたり、必要となる費用等の一部の支援
生涯学 習・文 化財室	文化財保存整備費	5,467	補 3,826	地 1,600	41	令和5年7月の大雨被害における災害復旧対策(国指定史跡小杉丸山遺跡)
	事業費計	13,220	5,476	1,600	6,144	
	教育委員会計	13,220	5,476	1,600	6,144	

※注)補:補助金、地:地方債

「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産への拡張提案候補の選定について

令和5年12月28日
生涯学習・文化財室

12月18日（月）に開催された国の文化審議会において、令和5年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として、本県の「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」（射水市）を追加した「山・鉾・屋台行事」が拡張提案候補として選定されましたので、ご報告します。

1 「山・鉾・屋台行事」に追加される文化財の概要

- (1) 名 称 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事
- (2) 保護団体 放生津八幡宮曳山・築山保存会（会長 四方 正治）
- (3) 公開期日 毎年9月30日～10月2日

2 提案の内容

「山・鉾・屋台行事」（平成28年11月 ユネスコ無形文化遺産登録）に、本県の「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」（令和3年3月国指定）を含む4件を追加して拡張提案するもの。

3 提案の意義

- (1) 本県では、「高岡御車山祭の御車山行事」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」に加え、4件目のユネスコ無形文化遺産登録となる見込み。
- (2) 本県の伝統文化の魅力を国内外にアピールするとともに、地域の伝統行事の確実な保存伝承や観光振興を通じた地域活性化の起爆剤となることが期待される。

4 今後の予定

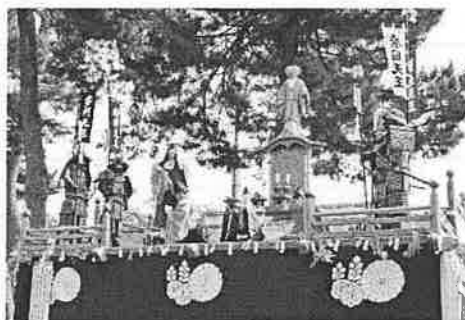
- 令和6年1月 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議
- 令和6年3月末まで ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和7年10月頃 拡張提案についてユネスコの評価機関による勧告
- 令和7年11月頃 拡張提案についてユネスコの政府間委員会において審議・決定

【参考】「山・鉾・屋台行事」

本県の国重要無形民俗文化財「高岡御車山祭の御車山行事」「魚津のタテモン行事」「城端神明宮祭の曳山行事」の3件を含む33件から構成される



曳山行事



築山行事

令和5年3月県内中学校・義務教育学校卒業生進路状況調査結果

令和5年12月28日
県立学校課

令和5年3月に県内の中学校(国立1校、公立74校1分校、私立1校)・義務教育学校(公立3校)を卒業した者について、文部科学省の学校基本調査に合わせた令和5年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。なお、全国順位は学校基本調査によるものである。

1 卒業生の進路状況

- ・県内中学校・義務教育学校卒業生数は8,750人(男子4,407人、女子4,343人)で、前年より157人減少した。
- ・高等学校等(高等学校、高等専門学校及び特別支援学校高等部)への進学者数は、8,689人(男子4,374人、女子4,315人)で、前年より162人減少した。高等学校等進学率は99.3%(前年99.4%)で、全国第3位(前年第3位)である。
- ・就職者数(表1)のd、e、j、kの合計は12人で、前年より7人増加した。就職率は0.1%(前年0.1%)であった。

<表1> 卒業生の進路状況

各年 3月	実 数 (人)											割 合 (%)					
	卒業生 a	高等学校 等進学者 b	専修学校専進学・入学者 c			自 営 主 等 d	就 職 者 等			不 詳 死 亡 i	(再掲)		高等学校 等進学率		専 修 学 校 等 進 学 ・ 入 学 率 c/a	就 職 率 (d+e+j+k)/a	
			専修学校 (高等課程)	専修学校 (一般課程) 等	公共職業 能力開発 施設 等		無 期 雇 用 者 e	有 期 雇 用 者 f	臨 時 雇 用 者 g		其 他 h	bcの うち 就職者 j	【のうち雇 用契約期間 が1年以上 かつフルタ イム勤務相 当の者 k	富山県 b/a			全国 (95.8)
H31	9,552	9,472 (9,369)	3	0	1	1	11	4	4	56	0	2	2	99.2 (98.1)	98.8 (95.8)	0.0	0.2
R2	9,304	9,240 (9,115)	0	2	1	4	6	3	3	45	0	1	2	99.3 (98.0)	98.8 (95.5)	0.0	0.1
R3	9,031	8,969 (8,821)	0	1	2	3	5	0	7	44	0	0	0	99.3 (97.7)	98.9 (95.0)	0.0	0.1
R4	8,907	8,851 (8,683)	3	0	0	2	2	0	3	46	0	1	0	99.4 (97.5)	98.8 (94.3)	0.0	0.1
R5	8,750	8,689 (8,489)	1	0	0	5	5	1	2	47	0	1	1	99.3 (97.0)	98.7 (93.5)	0.0	0.1

(注) ・ () 内は高等学校通信制課程への進学者を除いた数値である。
・平成30年度より学校基本調査において「就職者」が「就職者等」に変更された。
・「就職率」については、平成29年度以前の考え方と変更はない。

2 高等学校等進学状況

- ・主な進路先は、高等学校全日制が7,935人(前年8,141人)、高等学校定時制が252人(前年248人)、高等専門学校が224人(前年230人)などとなっている。

<表2> 高等学校等進学状況

各年3月	区 分	進学者計	高等学校			高等専門 学 校	特 別 支 援 学 校 高 等 部
			全 日 制	定 時 制	通 信 制		
H31	実 数(人)	9,472	8,745	295	103	247	82
	進学率(%)	99.2	91.6	3.1	1.1	2.6	0.9
R2	実 数(人)	9,240	8,530	287	125	240	58
	進学率(%)	99.3	91.7	3.1	1.3	2.6	0.6
R3	実 数(人)	8,969	8,243	256	148	237	85
	進学率(%)	99.3	91.3	2.8	1.6	2.6	0.9
R4	実 数(人)	8,851	8,141	248	168	230	64
	進学率(%)	99.4	91.4	2.8	1.9	2.6	0.7
R5	実 数(人)	8,689	7,935	252	200	224	78
	進学率(%)	99.3	90.7	2.9	2.3	2.6	0.9

(注) 端数処理のため、各進学率を合計しても進学者計の進学率と一致しない場合がある。

令和5年3月県内高等学校卒業生進路状況調査結果

令和5年12月28日
県立学校課

令和5年3月に県内の高等学校(公立37校2分校、私立10校)を卒業した者について、文部科学省の学校基本調査に合わせて令和5年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。なお、全国順位は学校基本調査によるものである。

1 卒業生の進路状況

- ・高等学校卒業生数は8,308人(男子4,214人、女子4,094人)で、前年より209人減少した。
- ・大学等(大学学部、短大本科、大学・短大通信制課程、放送大学、大学・短大別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科)への進学者数は4,774人で、前年より40人減少した。大学等進学率は57.5%(前年56.5%)で、全国第19位(前年18位)である。
- ・専修学校等への進学・入学者数は1,558人である。無認可の予備校・私塾等進学者数を加えると、1,747人で、前年より220人減少した。
- ・就職者数(表1)のd、e、k、l、mの合計は1,634人で、前年より51人増加した。就職率は19.7%で前年より1.1ポイント増加した。

表1 卒業生の進路状況

各年 3月	実 数 (人)													割 合 (%)					
	卒業生 a	大学等 進学者 b	専修学校等進学・入学者 c			就職者等				左記以外の者		(再掲)			大学等 進学率 b/a	専修 学校等 進学・ 入学率 c/a	就職率 (d+e+k+ l+m)/a	進学と 就職の 割合 (l+u+d+e+ h+m)/a	
			専修学校 (専門課程)	専修学校 (一般課程) 等	公共職業 能力開発 施設等	自営 業主等 d	無期雇用 労働者 e (1年以上)	有期雇用 労働者 f (1年以上)	臨時 労働者 g	無認可 の予備校・私 塾等 h	その他 i	不詳 死亡 j	左記b、cの うち就職者						rのう ち1年 以上フ ルタイム m
													白 期 間 使 用 者 k	有 期 1 年 以 上 フ ル タ イ ム l					
H31	9,142 (4,814)	4,819 (4,814)	1,525	259	144	1,939	16	294	143	437	0	8	0	3	52.7 (52.7)	21.1	21.3	98.3	
R2	9,192 (5,086)	5,087 (5,086)	1,469	166	140	16	1,936	2	17	359	0	1	0	2	55.3 (55.3)	19.3	21.3	98.0	
R3	8,720 (4,772)	4,775 (4,772)	1,516	183	130	21	1,729	1	0	365	0	5	0	1	54.8 (54.7)	21.0	20.1	98.2	
R4	8,517 (4,812)	4,814 (4,812)	1,518	147	107	15	1,565	3	10	337	1	2	1	0	56.5 (56.5)	20.8	18.6	98.2	
R5	8,308 (4,772)	4,774 (4,772)	1,348	99	111	12	1,620	2	10	332	0	1	0	1	57.5 (57.4)	18.8	19.7	98.1	

(注) ・ () 内は大学・短期大学通信教育部及び放送大学への進学者を除いた数値である。
 ・ 令和2年度の学校基本調査より「就職者」が「就職者等」に変更されたことにより、表1の平成31年3月卒以前の欄の値を以下のように取り扱った。
 ・ 「自営業主等d」と「無期雇用労働者e」は、「就職者(正規)」の値とした。
 ・ 「有期雇用労働者f」と「臨時労働者g」は、「一時的就業者」の値とした。
 ・ 「(再掲)fのうち1年以上フルタイムm」は、「就職者(非正規)」の値とした。
 ・ 「就職率」については、平成31年3月卒以前の考え方と変更はない。
 ・ 無認可の予備校・私塾等に進学した者は、H29まで「専修学校(一般課程)」等に含めて計上していたが、H30に変更となった学校基本調査に合わせて「左記以外の者」に計上している。

2 大学等への進学状況

(1) 学校種別、設置者別の状況

- ・ 主な進学先は、大学学部は4,246人で前年より79人増加し、進学率では、2.2ポイント上昇の51.1%となっている。うち国公立では58人、私立では21人増加した。

<表2> 学校種別・設置者別の進学状況

各年3月	区分	大学等 進学者	大学学部				短期大学本科				その他
			計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	
H31	実数(人)	4,819	4,048	1,095	463	2,490	698	0	34	664	73
	進学率(%)	52.7	44.3	12.0	5.1	27.2	7.6	0.0	0.4	7.3	0.8
R2	実数(人)	5,087	4,351	1,219	524	2,608	667	0	20	647	69
	進学率(%)	55.3	47.3	13.3	5.7	28.4	7.3	0.0	0.2	7.0	0.8
R3	実数(人)	4,775	4,145	1,134	509	2,502	575	0	26	549	55
	進学率(%)	54.8	47.5	13.0	5.8	28.7	6.6	0.0	0.3	6.3	0.6
R4	実数(人)	4,814	4,167	1,172	531	2,464	585	0	21	564	62
	進学率(%)	56.5	48.9	13.8	6.2	28.9	6.9	0.0	0.2	6.6	0.7
R5	実数(人)	4,774	4,246	1,205	556	2,485	476	0	20	456	52
	進学率(%)	57.5	51.1	14.5	6.7	29.9	5.7	0.0	0.2	5.5	0.6

(注)・端数処理のため、各進学率を合計しても大学等進学者の進学率と一致しない場合がある。

・「その他」には、大学・短大通信制課程、放送大学、大学・短大別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科を含む。

(2) 大学学部・短大本科の所在地別の状況

・富山県内に進学した者の割合は25.1%(前年28.1%)で、前年より3.0ポイント低下した。県外については、関東地区が20.5%(前年18.6%)、近畿地区が13.0%(前年12.5%)、中部地区が12.0%(前年11.0%)などとなっている。

<表3> 所在地別の進学状況

各年3月	区分	大学・短大 進学者総数	富山県	石川県	福井県	新潟県	関東	中部	近畿	その他
H31	実数(人)	4,746	1,347	959	99	152	1,021	541	456	171
	構成比(%)	100.0	28.4	20.2	2.1	3.2	21.5	11.4	9.6	3.6
R2	実数(人)	5,018	1,320	1,040	105	201	1,014	619	540	179
	構成比(%)	100.0	26.3	20.7	2.1	4.0	20.2	12.3	10.8	3.6
R3	実数(人)	4,720	1,281	963	93	207	934	553	526	163
	構成比(%)	100.0	27.1	20.4	2.0	4.4	19.8	11.7	11.1	3.5
R4	実数(人)	4,752	1,333	970	83	179	882	523	596	186
	構成比(%)	100.0	28.1	20.4	1.7	3.8	18.6	11.0	12.5	3.9
R5	実数(人)	4,722	1,186	910	94	180	968	568	616	200
	構成比(%)	100.0	25.1	19.3	2.0	3.8	20.5	12.0	13.0	4.2

(注)・端数処理のため、各構成比を合計しても100.0%にならない場合がある。

(3) 大学学部・短大本科の学部系統別の状況

・学部系統別では、社会科学が29.3%(前年30.2%)と最も高く、次いで工学が19.7%(前年17.9%)、人文科学が11.5%(前年11.5%)などとなっている。

<表4> 学部系統別の進学状況

各年3月	区分	大学・短大 進学者総数	人文学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	その他
H31	実数(人)	4,746	557	1,465	168	828	87	503	200	539	399
	構成比(%)	100.0	11.7	30.9	3.5	17.4	1.8	10.6	4.2	11.4	8.4
R2	実数(人)	5,018	574	1,510	188	875	91	559	215	568	438
	構成比(%)	100.0	11.4	30.1	3.7	17.4	1.8	11.1	4.3	11.3	8.7
R3	実数(人)	4,720	566	1,438	169	850	60	524	216	549	348
	構成比(%)	100.0	12.0	30.5	3.6	18.0	1.3	11.1	4.6	11.6	7.4
R4	実数(人)	4,752	545	1,434	194	851	86	565	200	519	358
	構成比(%)	100.0	11.5	30.2	4.1	17.9	1.8	11.9	4.2	10.9	7.5
R5	実数(人)	4,722	543	1,384	185	931	71	481	195	535	397
	構成比(%)	100.0	11.5	29.3	3.9	19.7	1.5	10.2	4.1	11.3	8.4

(注)・系統別の区分内容は次のとおりである。

「農学」：農学、水産学

「保健」：医学、歯学、薬学、看護学、医療衛生学

・端数処理のため、各構成比を合計しても100.0%にならない場合がある。

3 専修学校等への進学・入学の状況

- ・専修学校等への進学・入学者 1,558 人のうち、医療関係が 21.8% (前年 22.7%) と最も高く、次いで工業関係が 19.4% (前年 17.6%) で、衛生関係が 17.7% (前年 14.5%) などとなっている。

<図 1> 専修学校等への進学・入学状況

							単位：%
医療関係	工業関係	衛生関係	商業実務関係	認可を受けている予備校	服飾家政関係	文化・その他	
21.8 (22.7)	19.4 (17.6)	17.7 (14.5)	12.7 (16.6)	6.0 (7.3)	4.6 (4.1)	13.9 (12.4)	
				教育関係	2.4 (2.0)		
				社会福祉関係	0.7 (1.9)		
				農業関係	0.7 (1.0)		

- (注) ・ () 内は、前年度調査結果の数値である。
 ・端数処理のため、各割合を合計しても100.0%にならない場合がある。

4 就職の状況 (職業別)

(1) 県内・県外別の状況

- ・就職者 1,634 人の就職先を県内・県外別にみると、県内就職者は 1,547 人と県外就職者の 87 人を大きく上回り、県内就職割合は 94.7% (前年 95.3%) で全国第 2 位 (前年第 2 位) となっている。

(2) 職業別の状況

- ・就職者を職業別にみると、生産工程従事者が 57.2% (前年 52.3%) と最も高く、次いで建設・採掘従事者が 9.1% (前年 11.1%)、専門的・技術的職業従事者が 6.7% (前年 7.2%) などとなっている。

<図 2> 就職状況 (職業別)

							単位：%	
生産工程従事者	建設・採掘従事者	専門的・技術的職業従事者	事務従事者	保安職業従事者	サービス職業従事者	販売従事者		
57.2 (52.3)	9.1 (11.1)	6.7 (7.2)	6.4 (6.0)	5.6 (4.1)	5.3 (7.6)	3.5 (3.9)		
							輸送・機械運転従事者	2.3 (3.2)
							運搬・清掃等従事者	2.1 (1.9)
							農林漁業従事者	1.2 (1.3)
							その他	0.5 (1.5)

- (注) ・ () 内は、前年度調査結果の数値である。
 ・端数処理のため、各割合を合計しても100.0%にならない場合がある。

5 進路決定率

- ・進路決定率 (進学者と就職者の合計の割合) は、98.1% (前年 98.2%) となっている。

<表 5> 進路決定率

各年 3 月	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
割合 (%)	98.2	98.5	98.3	98.5	98.5	98.3	98.0	98.2	98.2	98.1

- (注) ・進路決定率は、表 1 における (b+c+d+e+h+m)/a で、H26 に本県独自に発表した指標である。

令和6年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
(令和5年10月末現在調査)

令和5年12月28日
教育委員会県立学校課
経営管理部学術振興課

令和6年3月高等学校卒業予定者の10月末現在の就職内定状況は、就職希望者1,528人に対し、就職内定者は1,343人、内定率は87.9%となり、前年同期を0.7ポイント下回っています。

都道府県別の就職内定率では、富山県は全国第2位でした。

		卒業予定者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職内定者数 (c) 人	就職内定率 (d)=(c)/(b) %	全国 就職内定率 %
令和 5年10月	県全体	8,066	1,528	1,343	87.9 (全国2位)	77.2
	(うち県立)	(6,312)	(1,135)	(1,013)	(89.3)	
<参考> 令和 4年10月	県全体	8,313	1,621	1,436	88.6 (全国1位)	76.1
	(うち県立)	(6,608)	(1,188)	(1,061)	(89.3)	

※ 調査対象校種:公立、私立の高等学校(全日制・定時制)

※ 調査対象生徒:民間事業所、公務員、自営等全ての就職希望者の状況をとりまとめたもの。

令和5年12月28日
小 中 学 校 課

公立小学校の設置及び廃止について（高岡市）

1 設置する学校

学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
高岡市立高岡西部小学校	高岡市横田町三丁目4番1号	令和6年4月1日
高岡市立五位小学校	高岡市柴野内島202番地	令和6年4月1日

2 廃止する学校

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
高岡市立横田小学校	高岡市宮田町9番1号	令和6年3月31日
高岡市立川原小学校	高岡市川原町13番10号	令和6年3月31日
高岡市立西条小学校	高岡市横田本町1番1号	令和6年3月31日
高岡市立千鳥丘小学校	高岡市立野1863番地	令和6年3月31日
高岡市立五位小学校	高岡市内島3516番地	令和6年3月31日

(2) 廃止の理由

横田小学校、川原小学校、及び西条小学校を統合し、高岡西部小学校を新設。

千鳥丘小学校と五位小学校を統合し、五位小学校を新設。

(3) 児童の処置

それぞれ新設する高岡市立高岡西部小学校、五位小学校に通学する。

令和5年12月28日
小中学校課

公立小学校・中学校・義務教育学校の設置及び廃止について（南砺市）

1 設置する学校

学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地	令和6年4月1日

2 廃止する学校

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村184番地	令和6年3月31日
南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村184番地	令和6年3月31日

(2) 廃止の理由

利賀小学校及び利賀中学校を統合し、利賀学舎を新設。

(3) 児童の処置

新設する南砺市立利賀学舎へ通学する。

富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン

令和5年12月

富山県教育委員会

目 次

前 文	2
本ガイドライン策定の趣旨等	4
I 学校部活動	5
1 学校部活動の位置づけ	5
2 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動の方針の策定等	5
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
3 適切な休養日と活動時間の設定	7
4 適切な指導の実施	7
(1) 適切な指導	7
(2) 学校部活動における不祥事の防止	9
(3) 事故防止と事故への対応	11
(4) 指導現場での応急処置	12
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	13
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置	13
(2) 外部指導者の活用	13
(3) 地域との連携等	13
(4) 参加する大会等の精選	14
II 新たな地域クラブ活動	16
1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	17
(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	17
① 休日の活動の在り方等の検討	17
② 検討体制の整備	17
③ 段階的な体制の整備	18
(2) 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	19
(3) 地方公共団体における総合的・計画的な取組	19
3 運営団体・実施主体としての適切な運営のための体制整備	19
(1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	19
(2) 関係者間の連携体制の構築等	20
(3) 指導者の量の確保	20
(4) 活動場所の確保	21
(5) 適正な運営方法	21
① 活動内容	21
② 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	22
③ 保険等の安全措置	22
④ 安全に配慮した体制整備	23
(6) 教師等の兼職兼業	23
4 適切な指導の実施	24
(1) 指導者の質の保障	24
(2) 適切な休養日と活動時間の設定	24
(3) 適切な指導	25
5 学校との連携等	26
III 大会等の在り方の見直し	27
1 生徒の大会等の参加機会の確保	27
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	27
(1) 大会等への参加の引率	27
(2) 大会運営への従事	28
3 生徒の安全確保	28
4 大会等の在り方	29
終わりに	31

前文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- こうしたなか、富山県教育委員会では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえ、適切な休養日等を設定するほか、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備や大会等の見直しなどを示した「富山県部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を策定した。
- 平成31年・令和元年には、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和2年には、スポーツ庁及び文化庁から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示された。
- また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、国は、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

- 富山県教育委員会は、上記ガイドラインの改定を踏まえ、平成31年2月に策定した「富山県部活動の在り方に関する方針」を全面的に改定するものである。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本ガイドラインのうち「Ⅰ 学校部活動」については、県立高校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 一方、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とする。県立高校については、中学生が学校部活動を理由として高等学校を選択することや、高等学校が学校部活動を学校の特色としていることを踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

1 学校部活動の位置づけ

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や、活動を通して自己肯定感や責任感、連帯感を高めるなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい活動である。

学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、その取扱い等を示す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定等

ア 学校の設置者

富山県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「学校の設置者」という。）は、部活動の休養日の設定及び活動時間その他適切な学校部活動の取組に関する「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。富山県教育委員会は、本ガイドラインを県立学校における当該方針とし、市町村教育委員会は、国ガイドラインに則り、県ガイドラインを参考に、当該方針を策定する。

なお、市町村教育委員会は、次のイ及びウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、富山県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

イ 校長

校長は、「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、学校部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び部活動顧問から提出された活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 部活動顧問

部活動顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教師等を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師等の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 学校の設置者は、部活動の指導者（部活動顧問、部活動指導員や外部指導者等。以下「部活動指導者」という。）を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
特に、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- オ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- キ 県は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、県内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。
- ク 校長は、「県立学校における個人情報の管理について（指針）」（平成19年11月2日 県立学校課）に基づき、個人情報の記載がある名簿等の校外への持ち出しについては、管理責任者に了承を得たうえで、厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いに関する体制を整備する。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえる。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会等(大会、コンクール、コンテスト、発表会等をいう。以下同じ。)に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある学校の実態を考慮し、学校部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会等や練習試合等により、1日の活動時間が(1)ウに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び部活動指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防や、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 学校部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、部活動指導者の指導の下で、学校部活動の意義が十分発揮できるように学校において計画する教育活動として適切に行われることが求められる。

部活動指導者は、日々の学校部活動において、共通の目標に向かって生徒と一緒に活動し、話し合い、励まし合い、高め合っていく活動を通して、担任や保護者とは違う面での生徒理解を深めることができる。そのためにも、部活動指導者には、①指導理念をもつ、②常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ、③生徒と共に学び、活動する姿勢をもつ、④生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ、⑤生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ、⑥学校生活を大切に作る姿勢をもつ、⑦他の指導者から学ぶ姿勢をもつといった姿が求められる。

ウ 充実した指導のために必要な7つの事項

- ① 学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とを的確に区別する。
- ⑥ 最新の科学的な指導内容・方法を取り入れる。
- ⑦ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重する。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにする。
- ③ 生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導する。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導する。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑥ 生徒の様々な志向（競技志向、大会志向、レクリエーション志向等）を踏まえ、勝利至上主義とならないようにする。
- ⑦ 部活動指導者間の役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切に、生徒たちの努力を進んで賞賛する。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得る。

オ 部活動指導者

(ア) 部活動指導者は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務（注意義務）があり、①潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、②潜在的な危険が重ならないようにする配慮、③二次的な事故にならないようにする配慮などが求められる。

(イ) 運動部の部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる

指導を行う。

文化部の部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

部活動指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(り) 部活動指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、ア及びオ(イ)に基づく指導を行う。

カ 学校部活動を支える組織として、顧問会議、キャプテン会・部会(ミーティング)がある。部活動顧問は、生徒が活発に活動を展開するための学校部活動の内容と方法を定期的に検討する組織として顧問会議を充実させたり、生徒による自主的な運営を高めていくためのリーダーの育成の役割を担うキャプテン会や部員同士や部員と部活動指導者がお互いの意見等を交換できる場としての部会(ミーティング)を定期的に行う必要がある。

また、家庭や地域との連携も考える必要があり、保護者の理解と協力は不可欠である。このため、部活動顧問と保護者が話し合う場を大切に、相互の信頼関係を深めることが大切である。

(2) 学校部活動における不祥事の防止

学校部活動における体罰等の不祥事を防止するためには、部活動指導者一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動指導者として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気を校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

ア 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない

い教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

(7) 原因又は背景

- ・生徒と部活動指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足により、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・部活動指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観をもっている。
- ・大会等での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いをもっている。
- ・保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・部活動指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。等

(イ) 未然防止に向けて

- ・一時的な感情で行動しないための方法について研修する。
- ・人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。
- ・自主的に学校部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期的な視野に立って、根気強く指導する。
- ・生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・部活動指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、教師等と生徒との関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

学校部活動においては、部活動指導者の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

部活動指導者は、セクハラを受けた生徒が、学習や学校部活動への意欲を失ったり、部活動指導者に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは、「同じ組織で活動するものに対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又はその活動環境を悪化させる行為」とされている。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場

合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に応じた言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない学校部活動づくりのためには、部活動指導者と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、部活動指導者が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教師等により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

オ 個人情報の適正な管理

「県立学校における個人情報の管理について（指針）」（平成19年11月2日 県立学校課）に基づき、個人情報の記載がある名簿等の校外への持ち出しについては、管理責任者に了承を得たうえで行い、厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いを徹底する。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るためには、個人や個々の学校部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため、取り組んでいく必要がある。

また、学校部活動には生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、部活動指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

事故は当然と考えるものではなく、また一方、活動が消極的になっても学習の効果が得られない。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。

イ 学校部活動を安全に進める上でのポイント

学校部活動中の事故防止においては、「安全学習」と「安全指導」の側面があるが、相互の関連を図りながら、計画的・継続的に進めることが重要であり、活動場面の違いや運動種目、活動分野等の特性により、安全対策を講じなければならない。同様に「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるためには、学校の教師等の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、学校部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、環境省・気象庁が発する熱中症警戒アラートや、活動前に計測した暑さ指数(WBGT)を踏まえ、学校部活動の中止も含め適切に対応する。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、平素から部活動指導者に、どのような時に、どのような対応をするか周知され、共通理解が図られていることが大切である。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。

(ロ) 指導計画の作成と見直し

学校部活動の指導計画においては、短期(1週間から1か月)だけでなく、中・長期(1～3年)を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加したり、心身に負担を与えたりするだけでなく、以後の競技生活や健全な成長に悪影響を与えかねない。このため、発育発達の途上にある中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

また、練習計画を詳細に検討し実施したとしても、実際には、当初の計画との違いが生じてくることから、その日の天候、部員の健康状態や疲労状態等の状況を把握し、適時変更することはもちろんのこと、練習後に、その日の練習をふりかえり、指導及び練習方法、活動場所の変更、練習日時の変更などを検討する必要がある。

エ 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、部活動指導者は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。部活動指導者は、救急車に同乗し搬送先の病院を確認し、病院において保護者に状況を説明する。校長等の管理職は、保護者へ搬送先の病院等の連絡をするとともに、教育委員会へ第一報を入れ、病院へ向かう。

(4) 指導現場での応急処置

学校部活動中において、けがや事故が発生したときの指導現場における応急処置の主なものとして、①心肺蘇生法、②RICE法(捻挫、打撲、骨折の疑いのあるとき)、③止血法、④頭部外傷への対策、⑤熱中症への対策があげられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部及び文化部の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導体制が構築できない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 外部指導者の活用

学校の設置者及び校長は、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者、トレーナーや栄養士を活用し、学校部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けること

も考えられる。

イ 県、学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(4) 参加する大会等の精選

ア 富山県中学校体育連盟、富山県高等学校体育連盟、富山県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 富山県中学校文化連盟、富山県高等学校文化連盟等県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、上記ア又はイの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等（合宿や遠征等を含む。）を精査する。

また、年間の活動計画に位置付けるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

II 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えることや、生徒の心身の健全育成や安全確保を最優先とするという視点を有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中にある場合は、活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む必要がある。

また、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

県及び市町村は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めていく。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 参加者は、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

イ 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

ウ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このよう

な運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組み、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

エ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用の充実が期待できる。

2 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

① 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むことも考えられるため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

② 検討体制の整備

ア 県及び市町村は、地域の実情に応じて首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、必要に応じて公表する。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・芸術文化協会等の団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

エ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

③ 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

㊲ 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

㊳ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体等の多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記㊲㊳のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(2) 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、国が、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することを踏まえ、県及び市町村においては、地域スポーツ・文化芸術の環境整備のための取組を重点的に行っていく。

イ 県及び市町村は、随時、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

(3) 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記(2)を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県は、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、市町村に対して必要な指導助言、支援を行う。

3 運営団体・実施主体としての適切な運営のための体制整備

(1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、市町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町村が運営団体になることも想定される。

イ 県及び市町村並びに県スポーツ協会をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底するとともに、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行うことが求められ

る。

ウ 運営団体・実施主体は、中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び太会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動における様々なトラブルについて、相談体制の構築や、当該市町村及び地域クラブ活動との情報共有により解決に努める。

(3) 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、学校部活動で指導を担う部活動指導員や外部指導者となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体等の求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備する。なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICT等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。

エ スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や

資質向上の取組を進める。

オ スポーツ・文化芸術団体等は、研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

(4) 活動場所の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設の活用も検討する。

イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 県及び市町村は、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

(5) 適正な運営方法

① 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポー

ツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

② 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援に努める。また、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加できるよう支援に努める。

ウ 県及び市町村は、県が実施する応援企業登録制度をはじめとする、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備充実や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

③ 保険等の安全措置

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

④ 安全に配慮した体制整備

- ア 学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合において学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づき施設や設備の定期的な安全点検を行うとともに、指導者や参加者に対し、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導を行う。
- イ 学校部活動と地域クラブ活動が施設や設備を共用する場合に、学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、それぞれが円滑に管理できるよう、使用前後の状態や安全面に関する引継ぎがなされる体制を整備する。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に連絡体制を整備する。学校は、安全確保のため、必要に応じて危機管理マニュアルの共有や、保護者への連絡に関する情報共有等の連携を検討する。県及び市町村は、運営団体・実施主体と定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊急時における連絡体制や安全管理体制について、適宜、指導助言を行う。
- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県において実施する指導者研修会等も活用し、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法についてすべての指導者が適切に対応できるよう安全管理体制を整備する。

(6) 教師等の兼職兼業

- ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

4 適切な指導の実施

(1) 指導者の質の保障

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境や文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 県及び市町村並びにスポーツ団体・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めるとともに、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶や、個人情報の適正な管理及び取り扱いの徹底に取り組む。

ウ 県においては、指導者の質の向上を図るため、効果的な練習方法、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰・ハラスメントの根絶等をテーマに指導者研修会を継続的に開催し、適宜必要な見直しを行う。

エ 地域スポーツクラブ活動の指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。また、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

カ スポーツ団体や文化芸術団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口や、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口の活用のほか、県や市町村などスポーツ団体・文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

(2) 適切な休養日と活動時間の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ

活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上活動休養日を確保する。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会等(大会、コンクール、コンテスト、発表会等をいう。以下同じ。)に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある地域や学校の実態を考慮し、休養日及び活動時間等の設定については、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(3) 適切な指導

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 4 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、不祥事を防止する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 4 (1) に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、県及び市町村等が主催する研修会に参加するほか、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した学校部活動における指導手引を活用して、指導を行う。

5 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ち得るものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュールなどの共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

オ 遠征及び県外で行われる競技会等については、回数等の検討を運営団体・実施主体に依頼し、適正なものとなるようにする。(参考「富山県児童・生徒の運動競技に関する基準」平成13年4月2日 ス第79号 文学第237号)

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動等が参加できる大会等に対しても、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録のあり方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

イ 市町村において、部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、J S P Oと公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図り、大会運営に携わる指導者の負担軽減を図る。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けるよう努める。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、大会の日程が過密になり、限られた期間に集中して実施することがないように十分に配慮する。また、やむを得ず天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 富山県中学校体育連盟及び学校の設置者は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、「富山県児童・生徒の運動競技に関する基準（平成13年4月2日 ス第79号 文学第237号）」を参考に、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

また、富山県中学校文化連盟及び県の文化活動に関わる組織並びに学校の設置者は、中学校の生徒が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、富山県中学校体育連盟及び富山県中学校文化連盟、県の文化活動に関わる組織並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会等の多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ・文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の

運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

終わりに

- 学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっている。
- 学校部活動を巡ってはこれまで国や県の検討会議等で議論が行われ、様々な課題が指摘されてきたが、県内でも少子化の進行により、持続可能性の面で厳しくなっているという危機感が共有されている。
- 中学生や高校生にとって、スポーツ活動や文化芸術活動は、心身を磨き伸ばす意義ある活動であることから、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向け取り組む必要があり、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本ガイドラインは、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、体制の構築に当たっては、「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本ガイドラインを踏まえ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者等の理解を得つつ段階的な取組を進め、誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を創出することが望まれる。
- 本県においては、本ガイドラインについて、国の方針のほか、中央体育団体や中央競技団体等の動向、各地域における取組の進捗状況等を踏まえ、適宜、課題解決に向けた調整及び見直しを行うこととする。

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

令和5年12月28日
保健体育課

1 調査概要

- (1) 対象児童生徒 小学校第5学年及び中学校第2学年
(2) 調査方式 悉皆調査（令和5年4月～7月実施）

2 参加状況

	小学校5年生（公立）		中学校第2学年（公立）	
	本県	全国	本県	全国
参加校数（校）	174	18,693	76	9,426
参加児童生徒数（人）	7,430	977,758	7,623	867,847

3 種目別の平均値（網かけは、本県が全国を上回っている種目）

種目等	小学校第5学年（公立）				中学校第2学年（公立）			
	男子		女子		男子		女子	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国
握力 (kg)	16.37	16.13	16.21	16.01	29.10	29.02	22.68	23.15
上体起こし (回)	19.25	19.00	18.74	18.05	25.71	25.82	21.39	21.62
長座体前屈 (cm)	33.84	33.98	38.51	38.45	44.14	44.16	46.31	46.27
反復横とび (点)	43.38	40.60	42.17	38.73	51.40	51.22	45.95	45.65
持久走 (秒)					411.77	409.02	307.72	306.26
20mシャトルラン (回)	52.46	46.92	43.46	36.80	78.78	78.07	52.02	50.70
50m走 (秒)	9.52	9.48	9.66	9.71	8.05	8.01	9.01	8.95
立ち幅とび (cm)	156.85	151.13	151.85	144.29	201.18	197.02	169.35	166.34
ボール投げ (m)	21.58	20.52	14.74	13.22	21.08	20.40	12.68	12.43

・本県では、実技テストの多くの種目で全国平均を上回りました。

4 総合計点及び体力合計点の平均値（体力合計点は、各種目を得点化し合計した点数）

		総合計点		小学校第5学年（公立）				中学校第2学年（公立）			
		（小5・中2男女の合計点）		男子		女子		男子		女子	
		本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国
R5	合計点	200.89	195.41	54.29	52.59	57.12	54.28	41.92	41.32	47.56	47.22
R4	合計点	199.89	195.05	53.94	52.28	56.68	54.31	41.19	41.04	48.08	47.42
R3	合計点	201.30	196.65	53.88	52.52	56.47	54.64	42.03	41.18	48.92	48.56
R1	合計点	204.63	201.11	54.68	53.61	57.89	55.59	41.86	41.69	50.20	50.22
H30	合計点	207.53	203.04	55.51	54.21	57.72	55.90	42.85	42.32	51.45	50.61

【全国の状況】

体力合計点については、前年比較では回復基調にありますが、コロナ以前の水準には至っておりません。

【本県の状況】

〈小学校〉 男女ともに体力合計点が昨年に引き続き改善し、コロナ（令和元年）以前の水準に近づいてきており、総合的な体力は戻りつつあります。

〈中学校〉 男子は体力合計点が改善し、総合的な体力は戻りつつありますが、女子は全国の傾向と同様に、総合的な体力は低下を続けています。

今後、本調査結果を詳細に分析し、体育授業の改善や充実を図るとともに、継続して体力向上施策に取り組んでまいります。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和6年1月15日(月) 13:00 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)